

午後2時19分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、9番田中保光議員の質問を許可します。9番田中保光議員。

（9番田中保光君登壇）

○9番（田中保光君） 皆さん、こんにちは。きょうはこのように多くの方が傍聴をしていただきますことを心から感謝を申し上げるところでございます。私は、ただいま一般質問の許可を得ました9番田中保光でございます。

ことしの7月の3日、あるいは14日の九州北部を襲いました豪雨においては、この朝倉市においても杷木地域を初めとして、市内全域に最近にない被害を受けたところがございます。そういう中で、お亡くなりになりました2名の方に心から御冥福をお祈りし、被災を受けられました方々にお見舞いを申し上げる次第であります。

私は蜷城出身であります。昭和28年の6月の水害におきましては、当時中学校1年生でありました。あの水害を経験いたしました者として、今回さらに水害の恐ろしさというのを再認識をしたところであります。それも28年の北部九州を襲ったあの水害は、6月の25日から29日にかけての5日間におおむね1,000ミリ以上の降雨量と言われております。今回の九州北部豪雨は、1日当たり300ミリを越す雨量になった地域もあるということでございます。こういうことから考えてまいりますと、28年水害時の雨量を1日平均に直しますと、200ミリでございます。今回ははるかにこの200ミリを上回る雨量であったわけで、このことを28年当時の河川の状況等に引き直せばどうなるのかなという気もしたところでございます。当時筑後川の洪水対策はほとんどなくて、その後に松原・下笠ダム、あるいは大山ダムの建設、さらには佐田川におきましては寺内ダムの建設がなされ、洪水調節がなされるようになりました。

さらには、堤防の強化など、その対策がとられて、今日に至っておるところでございます。このような対策が進んでいなかったならば、私は今回の北部九州豪雨においては、まだこれ以上の大きな災害になったのではないかということの恐ろしさを感じるとともに、痛感しておるところであります。

私どもが住みます蜷城地区においても、桂川の水門の閉鎖後の流末がなく、そのために地区の半数以上の集落が冠水し、孤立をするという事態となりました。消防団や自衛隊の方々による救助が行われ、28年以来の水害でありました。私どもは先輩諸氏を初め、長年桂川の内水排除対策を国に要望してまいりましたが、いまだに実現していない状況であり、家屋や財産、農作物において今回の水害から免れなかったのは、本当に残念であるという気持ちでいっぱいあります。

私は、今回の豪雨災害は朝倉市誕生後、初めての経験であり、さらには豪雨のために災害が発生したということではなく、あらゆる角度から検証し、または反省し、防災対策のあり方を構築されて、安全で安心な朝倉市の建設に努めていかなければならないというふ

うに覚悟をいたしておるところでございます。

以下、一般質問席から質問を続行させていただきますので、明快なる回答をお願いいたします。

(9番田中保光君降壇)

○議長(手嶋源五君) 9番田中保光議員。

○9番(田中保光君) 私が通告をいたしておりました3件につきまして、豪雨災害、朝農跡地につきましては、先般から先に質問がございましたので、まず順番を入れかえまして、3番に通告いたしております子育て支援についてから質問をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。この中身は、一応学童保育所の設置についてということでございます。

まず、学童保育所についてということで、児童福祉法の規定によりますと、「放課後児童健全育成事業」ということで、「小学校に就学しているおおむね10歳未満」、これは10歳未満と言われますけれども、この10歳未満というのは、小学校6年生まで可能であるという解釈になっておりますが、「その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業」ということで規定をされております。

また、同法第21条の8、また第21条の9には、「子育て支援事業」として、「実際に実施されるよう、必要な措置の実施と地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うように努めなければならない」ということも規定がされておるところでございます。

朝倉市におきましては、現在、学童保育所の設置については、市内14カ所の施設が設置をされて、運営がなされているところであります。設置についても、小学校区単位で設置がなされております。

しかし、小規模小学校、非常に小規模というのが適当かどうかわかりませんが、生徒数の少ない小学校区の蜷城、松末、志波小学校区においては、まだ未設置の状況であります。この全ての小学校区が学童保育の必要性があるかどうかわかりませんが、私が住んでおります蜷城小学校においては、保護者の方から学童保育所の設置要望が市長宛てに提出をされているところであります。昨日も私のところに電話がかかりまして、何とか学童保育を早く設置をしていただけないでしょうか、ひとつそのように頑張っていたきたいという若い保護者のお母さんからでありました。

朝倉市においては、一定の学童保育所の設置は目標を達したということのようではありますが、最近の男女共同参画の推進によります女性の社会進出、あるいは雇用に対する賃金の減少、さらには核家族化の進行などで、若い夫婦においては共働きが多くなり、子育てに不安を感じている家族もあるわけでありまして。そういうことから、朝倉市として、まず今後要望があれば学童保育所の設置をするかどうか、その辺のお考えをまずお聞きをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（三宅 明君） 今おっしゃいましたように、朝倉市では平成21年の3月に次世代育成後期の行動計画を策定いたしました。その中で目標年次を、平成26年度を最終目標年次と定めまして14カ所設置をしようと、定員としましては440名の数字をそのとき算出をいたしまして、目標として取り組みをしてきた経過がございます。幸いにも既に14カ所、一応目標は達成したということではございます。

ただ、次世代育成後期行動計画、その目的は今おっしゃいましたように、働くお父さん、お母さん方の働きやすい職場環境をつくっていくと、そういう基盤整備をしていくという大きな目標はあるわけでございますから、その目的はそのまま残っておるといふふうには思います。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 私もこの行動計画は見せていただいております。その中にも、今部長が説明をいたしましたように、ある程度の目標は、当初の目標は達成をしておる。

しかしながら、要望があれば、これは設置をするという内容も含まれておるわけであり、そういうことから踏まえて今回質問もいたしておるところでございますけれども、現在、学童保育所の設置につきましては、市が設置をいたしまして指定管理者により管理運営がなされておるといところが実情であります。

ところが、小規模小学校区では、幸いにも今市長が提案、今回マニフェストにも提唱されておりますように、親と子と孫と一緒に住むまちということでございまして、親子三代の家族もこの私どもの地域にはまだまだ大分残っておるところでありまして、そんな面からすると、非常に本当は喜ばしいことでもあります。

しかしながら、半面学童保育所を設置し、指定管理者による現在の運営方法で運営ができるのかといったときに、やはりこれは保育所に参ります人数が何人おるのかというのが大きな基礎になってくるのではないかなと、蜷城小学校で言いますと、現在、小学生が全生徒で75名程度であります。この小学生の生徒が年々増加をする傾向にあれば、私どもは本当にうれしいことでもありますけれども、なかなかそこには、現時点ではそういう大きな期待というのはできない、そういう状況でもあります。

あるいは、地域においては御存じのように婚活あたりをしながら、若い人が少しでもふえていくような努力もしていただいておりますけれども、なかなかこれ一挙に解決をするという中ではないわけございまして、そうなりますと、少人数によります学童保育所が果たしてうまく運営ができるのかなということも心配をしていかにやならないわけであります。

蜷城地域におきましても、賃貸住宅、アパートを含めまして数十軒ほど今できておるところであります、そのお母さん方から聞きますのは、子どもが保育所におる間、若いお母さん方でございますので、保育所に入所している間は共働きもある程度可能であります。

ところが、保育所を卒園をして、小学校に入学をすれば放課後の保育が問題になってまいりますと、そうなりますと、やはり学童保育所のあるところに転居をせざるを得ない状況があります。あるいは、放課後、蜷城の中で住み続けるとすれば、やはり本雇いからパートあたりに変わらなきゃそれができないということもあるわけでありまして。小学校区において、この若い方々が住みつき、安心して子どもの子育てができる環境づくりも、また私は大変必要なことであろうというふうに思っております。

私は、現在、保育所定数を大きく下回っております現状でございます、この保育所に学童保育所を設置し、直営で運営すれば小規模小学校区においても、円滑に運営ができないかと考えているところであります。その辺で、今保育所の再編計画を見てまいりますと、保育所につきましては民間委託をするか、あるいは統廃合ですよという中身になっておるところでございますが、学童保育を設置して、保育所の再編を図っていこうというような仕組みの考え方があるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（三宅 明君） 公立の保育所が市内7カ所ございます。もちろん、蜷城も公立の保育所ということで運営をさせていただいております。その場所で一緒に運営する方法がどうかという、そういう趣旨であろうというふうに思います。学童保育所と、それを基本的には学校のいわゆる学校内に設置する、あるいはその近辺に設置するということで、今この学童保育所やってるんですけども、学童保育所を小学校区内の校舎内にとというのは、1つは、放課後なんですね。放課後開設をしてる。

ですから、通常の月曜日から金曜日までであれば、通常の時間が終わった後、子どもさんがお帰りになる、それから土曜日、それと長期休暇、夏休み、その間に学童保育所を設置するということになります。

保育所の場合、どういう運営をしてるかとお申しますと、通常遅い場合が夜7時までお預かりをいたします。大体6時ぐらいでお帰りいただくのが基本的な考え方なんですけれども、お迎えがなければ当然7時までは最低開いているということになります。それから、土曜日も保育所は運営をいたしております。もちろん、長期休暇、小学校はお休みであっても、保育所の場合は子どもさんをお預かりをいたしております。

そういうことから、もし保育所内に併設をするということになりますと、そこを小学生と、それからゼロ歳から6歳未満の幼児の方が同じ何と申しますか、敷地内、あるいは建物内に同時に存在される、存在という言い方はちょっとあれですけども、おられる時間が生じるということになります。ですから、現実的な運営を考えた場合には、そこらあたりがなかなか心配する面があるというのが一つございます。

それから、保育所の運営につきましては、一応認可保育所ということでございますので、そこらあたりをどう整理していくのかという、そこらあたりのルールを検討しなければならない問題があるというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今部長が説明します中身もわかるわけでございまして、やはり学童保育は授業が終わった後でございますので、できればなるべく学校に近い、あるいはできるなら学校が一番私はいいんだと、危険性から考えてまいりますと、そういう場所がいいなどは思いますけれども、なかなか實際上、なら学校に空き教室があつて、それはすぐできるのかといったときに、これは今までの状況を見てみますと、決してそれがうまくいったという経過は、私はないと思っております。

逆に、蜷城の場合は保育所、学校と非常に近いわけでありますが、保育所を見てみますと、今保育所は、今部長が言いますように、夕方は大体6時ごろか、6時ちょっと過ぎぐらいまで子どもさんを、幼児さんを預かっておられます。あるいは、大体4時になりますと、保護者の方が保育所に大体お迎えに来てられます。そして、その後は保育所の一教室に蜷城の場合、大体子どもさんを全部集めて、そこで子どもさんの保育をされておるといのが今の現状であろうというふうに思っております。

そういうことから考えてみますと、じゃ今学校は何時ごろに終わるのかといったときに、今低学年でたしか3時半ぐらいには授業が終わっております。それから、いろいろ学校の行事を終わらせて帰りますと、4時ちょっと前ぐらいには学校を今出ていきよるわけですね。そうすると、保育所の幼児、あるいは乳幼児が帰った後にあとの子どもは入っていく、そういう状況。そうすると、保育所では一教室にまとめられて保育がなされておる。別にせにゃならんというなら、そののあいておる時間的な保育所が活用できないのか、そういうことも思っております。

それから、もう一点は、最近は異年齢教育が云々だというお話もよくあるわけです。時間は短い時間であっても、私は異年齢教育的にも、あるいは異年齢の交流的にも私は一つの役割もあるんじゃないかなと、それと今申し上げます少人数になった場合に運営面では直営でやっていただきますと、保護者負担は同じであっても、運営がかなり少人数でも直営の場合はやりやすくなってくるのではないかなと。

ただ、現在の保育所の先生だけでは無理でしょうから、そのときにはパートか何か1人入れておれば、少人数の場合、運営できるのではないかなというふうにも考えておるところでございますが、そういうところの考え方としてどうでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（三宅 明君） 通常の平日、通常の時間帯でございましたら、確かにそれぞれが違う時間帯になり得る場合もあろうかというふうには、それはわかります。

ただ、一番問題なのは夏休みなんです。約40日間ございます。これはどこの学童保育所でもそうですけれども、午前中からお預かりしてるんです。大体終日過ごしていただいているというケースがほとんどでございます。ですから、そこを考えますと、長期休暇、冬休み、春休みもございますけれども、その期間は非常に難しいんじゃないかなというふう

に考えます。

それから、保育所の先生方の話になりますと、一定の基準がございまして、職員の方を配置をいたしております。ですから、その基準に基づいた配置ということになりますので、保育所は保育所独自、分離してそこは考えていかないと、人の兼用ということとはできないことはないのかもしれませんが、それを一緒にするというのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに今の段階では考えております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 児童福祉法の39条、十分御承知だと思いますけれども、「保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設である」ということが一つ定義されております。次に、同じ条項の第2項には、「保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を」、児童という言葉は、児童福祉法では18歳未満を児童と全てさせておるところでございまして。そういうことで、「その他の児童を保育することができる」と、こう規定がされておるところであります。

それで、今の答弁を聞くと、できないほうが、しないほうがいいようなどうも答弁に私は聞こえるわけなんです。さっきの18番議員さんのお話でも、あるいはその前のお話でも同じように、あるいは副市長もさっき答弁をしますように、できないと頭からするよりも、何かその辺のいい方法を考えるというのが私たちの役割ですよというのは、さっき答弁があったばかりなんです。私は、そういうことが必要ではないかなと、今言ったことと今聞きよることは、さっきから違うわけなんです。

そういうところは、私は、やっぱりまず検討していただいて、ぜひとも私どもとしては少人数になりますけれども、この学童保育所をどうかしてつくっていただきたい。そして、持続性のあるものにしていただきたい。今言う長期休暇のときには部屋がないじゃないかと、昼間、ホールはあいてるわけです。あるいは、ほかの教室をうまく使えば、私は一緒に何かできるような方法もあるんじゃないか、そういうことを考えておるわけです。そういうことを含めて、ひとつ何とかその辺をできるように、ひとつ検討していただきたいというふうをお願いを、市長、回答をひとつお願いしたいと。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） いわゆる学童保育所、父親、母親ともに働くということ、今こういう時代で、非常に多くなりました。また、女性が社会に出て、その能力を発揮するということも大事なことであります。そういった場合に学童保育所、14カ所ある現在の学童保育所、私も何度か行ったこともございますし、また年に一度はその親御さん、子どもと一緒にいろんなお話をさせていただく機会もございます。

そういった形で、ある程度子どもさんが集まればそういう形になるんでしょうけど、確かに蜷城につきましては、なかなか学童に預けますという子どもの数が、市で一応の基準

としておる数まではなかなか集まらないということのようです。

しかし、少なからうと、やはり同じような状況の中で、両親含めて生活してるわけですから、今、田中議員言われましたように、そのことも含めて、それについてはいろんな難しい問題もあろうかと思えますけども、前向きな形で検討するということは大事なことであろうと思えますし、私のほうからも担当部課のほうには検討してほしいということ、してくれということをお願いしておきたいというふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今市長言われますように、十分ひとつ検討をしていただいて、あるいは別な方法でも、これじゃなくてもいいんですよ。運営がうまくいくような方法を何とかできれば、ただ、少人数でできないから、これは無理だからということで、そのまま延ばし延ばしすることが果たして私はいいのかなと、今の時代とすれば、やっぱそこらあたりを救っていくというのも行政の役割の一つであろうというふうに思っておるところでございますので、ぜひできるような形で、ひとついろいろな御検討をお願いをしたいというふうに思っており、一つ私は私なりの提案をさせていただきたいと思っております。

次に、朝倉農業高等学校跡地活用についてお尋ねをしていきたいというふうに思っています。

さっきも6番議員からありましたように、いろいろ質問あるわけでございますが、私はちょっと角度を変えたいなと思っておりますけれども、うまくいくのかなとは思っておりますが、もう既に御承知のように5年になろうかなと、この問題が出てですね。ということで、私も若干この経過を振り返ってみました。最初、この話が私どもに耳に入ってまいりましたのは、平成19年の11月の22日付で、朝倉農業高等学校跡地の有効活用についての要望書というのが当時の市長に提出をされたということから私どもとしては皮切りになって、この朝農跡地活用問題が浮上してきたというのが現実であるわけでありまして。

それから考えますと、もう既に5年近くおるわけでありまして、その間いろいろな課題なり、いろいろな状況でございました。そういうことから、私どももこの跡地はどうなっていくのかなという非常に大きな関心を持っておったところでございますけれども、平成20年の12月の18日に朝倉農業高等学校跡地活用計画を策定するための朝倉農業高等学校跡地活用策定委員会が設置をされ、第1回の委員会が開催をされ、その後10回程度の委員会が開催されて、平成21年の9月でございましたか、その活用の計画書がまず出されたところでありまして。

そういう中で、私どもとしては議会の中でも、いろいろと一般質問もございました。そうでありましてけれども、そしてその中で、また学校が閉鎖になりましたのが平成22年の3月31日で、学校は全部閉鎖になりました。私もその間、一般質問をしたときに、やはりこの跡地活用については中身を早く、計画書を樹立していくべきではないかというような質問もさせてもらった経過もあるわけでありまして。

そういう中で、答弁があったのは、まだよその土地だから、その計画をするわけにはま

だいきませんという、それは今の市長のときじゃないです。いう回答もございます。あるいは、まだ在校生がおりますと、そういう中で計画はできませんと、刺激を余り与えたくないというような答弁もあった経過があるわけです。そして、いろいろする中で、今日に至っておるといのが現状ではなかろうかなと。

そういうことで、私としては行政の継続性ということから考えてみますと、市長がかわったから、途中で新しくなったんだよということには、私はならないというふうに基本的に考えてます。そこで、何でこのように今長くなっておるのか、この長くなっておることについて、まず執行部としてどう受けとめてあるのか、その執行部のお考えを聞きたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） まず、用地の問題です。私がこちらのほうに就任した当時、まだ用地については全部市のものにはなってませんでした。そのやり方につきましても、どういった実施主体がどういう形で担うのかという事業手法によっても用地の取得方法なども若干違ってまいりますので、そのあたりを整理してきたと。

ですから、平成19年の時点からは相当たってましたけれども、まず前提となる用地の問題が解決してなかったということで、そこを整理いたしまして、さらに校友会の皆様からいただいた土地につきましても、登記の整理を行ったということですので、そのあたりが整理がついたのがここ最近といいますか、という状況になっておるといことで時間がかかっておったというふうには理解しています。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） いろいろ整理があったということでありますけれども、市長なり副市長についてはかわられて、若干中身も、対応の仕方についてはいろいろ検討されたのであろう。

ただ、その後に、今副市長言われますように、方針を出すということから、校友会の用地をもらって、そして県有地を買い上げようと、そして買い上げる準備ができて、そのときに平成22年におかわりになったわけですが、それからしましてようやく再度基本方針を定めようということ、またそこでおおむね1年近くたったわけです。その中身が大きく政策的に変わったのかなと、私は、あるいは変わるのかなと思っておりましてけれども、中身として大きな変わりというのはほとんどないわけ、中身はある程度整理をされてきたんだと、どうもその辺が、その検討をするならば、もう少し私は具体的な検討にも入れなかったのかなと、そういう気持ちでいっぱいあります。

それと、もう一点は、いわゆる減額譲渡から一般譲渡にちょうど変えられたわけであります。私はそのときに減額譲渡であれば、非常に制約があるんだよと、何に使うかというのは、前は前回でお考えになっておったかもわかりませんが、そういう面では活用策が非常に狭くて検討はできないのかなと、だから一般譲渡に変えていこうと、そのと

きに私はある程度市長、副市長については一定の方向性の腹案ぐらい持っておられて、そうされたのではないかなというふうな気持ちでありました。

そして、やっぱり早く用地を自分たちのものにして、一体的に活用するという事は言われてるわけですから、そういう方面ではひとつ何とかこれを早く打ち出していただけるんじゃないかという気持ちでおったんですけれども、なかなか今までたっても、これが出てこない。そこに市民の方々にしても、いろいろとどうなっておるのかどうなっておるのか、いら立ちがあるのではないかと私はそう思っております。

だけ、その辺の減額から一般譲渡に変えた、そしてそのときに何か含みがあったのかなと私は思っていましたけれども、その辺市長いかがでしたでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 減額譲渡から一般譲渡という形にさせていただきました。これについて申し上げますと、普通、いわゆる減額譲渡の場合は御存じであろうかと思っておりますけれども、ほとんどの場合が、いわゆる公的なものに活用しますよと、そういった場合が減額譲渡の対象になります。

ただ、あそこの土地の場合、いわゆるもちろん公的なものも、いわゆる朝倉市としていろんな形で活用するものもありますけれども、いわゆる民間も含めて、あそこで活用していくということになりますと、いわゆる減額譲渡にはなじまないということで、一般譲渡をお願いをしたと。そのほうがより利用幅、活用幅が広がるだろうということでもあります。

もちろん、その当時具体的なこれというものはありませんけれども、ある一定のこういった形での利用はしたいなという考え、思いというのは当然ございました。今現在、そういった私の考え方も含めた中で、今担当課が、秘書政策課でありますけれども、その中で、いわゆる民間との接触、方向性を含めた話、そういった意見聴取というか、話すということを進めております。ただし、まだそれをきちっとした形になって提示する段階にまでは、今はないということでもあります。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 減額から一般譲渡に変えたのは、そういういろいろ検討の幅が広がるんだらうと、だから早く買収して、私としては早く実施計画をそういう中で出していただいて、早く何か事業をして、市民に、ああ、朝農跡地はこう変わっておるんだなというのがわかるようにしてもらいたいというのが大きな当時の気持ちでありました。

そうしますと、やはりこれから今検討されておるといことなんですが、また後ちょっとお尋ねしますけれども、やはり2つの計画書、基本方針、前段の分、後段の分を含めまして、その中にうたい込まれてるのは、卒業生、校友会の思いを大切にしながら、跡地活用をやっていこうということでもあります。そういうことが明確にうたわれておるわけですから、今いろいろ検討されておるといことではありますが、その気持ちというも

のをどのように理解をされた中で取り組みがなされておるのかお聞きしたと思います。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） まず、平成19年の11月に当時の財団法人福岡県立朝倉農業高等学校校友会のほうでつくられました、先ほど要望書というふうに言われましたけれども、朝倉農業高等学校跡地活用構想についてというものがございましたので、それを私も何度も拝読いたしました。これまで100年余りの104年の輝かしい歴史、伝統、それから卒業生の皆様のある意味寂しいといえますか、そういった思い、あるいは朝倉地域の農業教育の核としてその使命を担ってこられたといったようなことがいろいろと書いてありました。

高校の跡地の利用の方法につきましても、地域の農業の活性化とともに、地域住民の貴重な財産として有効に活用されることを強く願っておるというようなことがございまして、具体的には農業関係のエリアとしての整備であったり、運動公園のエリアとしての整備であったり、あるいは公共施設のエリア、もう一つは朝倉農業高校の記念碑のエリアというようなことが考え方、構想として示されてました。

こういった皆さんの思いを大事にしていかないといけないということで、去る平成24年の2月に皆様にもお示しいたしました朝倉農業高等学校跡地活用に係る基本方針、これは私が責任者ということで策定したんですが、この策定に当たりまして一等最初に朝倉農業高等学校の卒業生の代表の方も入った中で策定されました朝倉農業高等学校跡地活用計画、これは全委員で確認をいたしました。そこからなかなか何といいますか、踏み込めてないじゃないかというような御意見もいろいろいただいておりますけれども、そこにあります皆さんの思いというのは非常に大切なものだということで、委員全員で確認しまして、その中で作業を進めて、結果、先ほど言いました平成24年2月の基本方針という形にしております。

いずれにいたしましても、卒業生の皆様、そして市民の皆さんに喜んでいただくものをつくっていかなくてはいけないということが非常に大事だということを考えておりまして、そのような気持ちで今も進めておるところです。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） そういうことであれば、ひとつ引き続き検討していただきたいと、もう一点お尋ねしたいのは、基本方針の中にもうたわれてはいますが、総合体育施設ですね、これをどうも先行していくような中身になって、住民、市民の方の理解がその辺が一番得られるであろうと、だからそれをやりながらどうやっていきますよという中身が基本方針の中の前段にうたわれていると思います。私ども今回のことしの予算に400万円の事業費があります。これも総合体育施設を検討するための項目として出ておったわけです。

ところが、それではちょっとまずいよということでいろいろ私どもも議論をして、全体の計画にという形で修正をしていただきました。そういう形で、私どもも理解をしておる

わけですけれども、どうもさっきの答弁を聞きまして、どうも体育施設が先行しているような気がするわけです。さっき私が卒業生の思いを聞いたのも、それで本当にいいのかなという気持ちがあってお聞きしたんですけれども、体育施設を私は悪いと言ってるわけではないんですけれども、やはりするならばそういう卒業生の思いも含めながら全体のを早く出して、そして市民に公表しながら、ひとつこれならよかろうというもので私は事業をして、できれば私は来年の予算にでも、少しの事業費でも上げてもらいたいなど、5年過ぎてるんですから、そう思ってるわけです。どうもその辺が、体育施設のほうはどうも先行してるような、体育施設ということならどの程度の体育施設と思ってあるのか、総合体育施設ですから、それだけ受けとめれば体育館もありますし、グラウンドもありますし、野球場もありますし、駐車場もある、あれぐらいの12万平米ぐらい、実は運動公園で終わるわけなんです。この方針とか、計画は何じゃったのかなということになりかねないわけです。さっき言いますように、体育施設をやっぱり先行していきたいのか、あるいは規模としてどの程度のことを考えてあるのか、体育館としていろいろなものができる体育館的なものを総合と言ってあるのか、その辺の今のわかる範囲、考えてある範囲で結構ですからお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 体育施設の規模を逆に決めてしまいますと、それによってじゃあ農業施設のほうはその残りのところで検討していくのかということになりますので、そういうことではなくて、今農林業につきましても関係する皆さんからいろんな話も聞くと、こちらとしての考え方もいろいろ整理をしていくというようなことをやっておりますので、午前中の答弁の中でも申し上げましたけれども、体育施設につきましては、さらに今検討しておるところですので、どちらが先ということではなくて、両方を並行しながら進めていくと。

その中で、皆さん方に整理した形でお示しできるような整理をいたしまして、全体の絵姿というのをやはり示していかないといけないのではないかとということで、片方だけをやって残りをどうということにはなかなかできないと思ってますので、そういった意味で、逆に体育施設の規模あたりを現時点で御説明するという状況ではないというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） ひとつ何遍も申し上げますように、もう5年です。お二方がかわられて2年半終わります。ひとつ早急にいい計画をつくっていただいて、卒業生の思い、校友会の思い、あるいはいろいろな方の思いを総合的に含めて、いい活用策ができますように、ひとつさらに頑張ってくださいということをお願いをして、この問題はこれで終わらせていただきたいと思います。

時間も大分押し詰まってまいりました。もう一つ出しております北部九州豪雨について

でございますが、本当に今回の豪雨は異常なところでございました。災害発生後、本当にどこの行政においても、国に対して激甚災害の指定をしてくださいと、災害対策のための援助をしてくださいという要望がずっとあってきたという状況であります。

そういうことで、政府においては、まず平成24年、ことしの6月8日から7月23日までの豪雨、あるいは暴風雨による災害について激甚の指定がなされ、7月31日に閣議決定をして、8月3日で交付がされたという経過がございます。その後に公共土木施設に対してもいろいろと検討がなされたのであろうと思いますが、8月10日付で指定の閣議するための変更の閣議がされて、8月の15日から適用になったと、施行されたというところであります。

そういうことで、今朝倉市についても一生懸命職員の方を含めて、この災害復旧に取り組みをされているわけですが、この実態を見てまいりますと、生活に直結をする、いわゆる道路、あるいは河川、そういうものがかなり災害でやられておる、本当に通行不能になっておるところも幾らでもあったわけです。応急的にはされてるんですけども、やはりここあたりを早く復旧工事をしてやらないと、住民の方は非常に不安であるし、再建ができないということがあります。

そういうことで、公共土木のほうでございますが、そういうまず全体に急がなきゃならんというのは基本にありますけれども、特別急いで、何とかやっていかなきゃならんという箇所がどのくらい執行部として考えてあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） 議員さんおっしゃいますように、かなりの数の災害、被災状況でございました。この状況の中で、災害査定が現在行われているところでございます。先週1週間が第1次査定でございました。9月中旬に第2次査定がございます。そういう中で、今議員さんおっしゃいますように、ライフラインの確立、早急なる復旧が必要だと、そういうところにおきましては、現在、道路災害5カ所、それから河川災害におきましては2カ所の応急本工事を施工するようにしておりますところでございます。これにつきましては福岡県の道路維持課の地域防災課、これは道路関係でございます。河川災害につきましては、河川課の防災係と協議をいたしまして、近々この箇所につきましては入札予定としているところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 今箇所のほかにお答えいただいたんですけども、今後の災害ということにも実は私、関連をして考えていたんですが、やはりそういう急を要するものに対しては査定を待たずにして、いわゆる机上査定で早く復旧をしていこうと、応急本工事ということでございましたので、これはいい方法であるなということでもありますけれども、できるだけ一日でも早く復旧をしていくという、そういう制度もあるわけですから、そういう制度を十分に活用していくべきであろうと、これは単独になるという意味でなしに、

それは十分に協議をしていけば補助にもものるわけですから、私はそういうものも今後も十分考えていくべきであろうと。

それから、もう一点は、考えてますのは、今回もそうですけれども、14日の豪雨があって応急工事をしてましたと、また次の8月の雨で、またそこが流れました。やっぱり災害の起きるところはどこかの弱みがあるわけですね。そういう場合に、せっかく災害復旧を今回するのなら、少し改良をして、河川が曲がっておるなら真っすぐなして、そういう災害箇所を少しでも少なくするような改良復旧という方法も逆にあるわけですね。そういうものに私は取り組んでいって、やはり災害に強い公共施設にしていくべきであろうというふうに思いますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（上野篤也君） 議員さんの指摘のところによります御回答でございますが、災害復旧は原形復旧が建前と、そういうふうなところでございます。改良的な要素が含まれるということになりますと、なかなか査定の場合が通りにくいと、そういうところがございます。そういうところについては、単独費が必要になってくるかと思っております。

しかしながら、そういう財政的なこともございますので、査定に上がる分はなるべく上げていきたいと、そのように考えるところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） ひとつそういうところも十分頭に置いて、今後の災害復旧をやっていただくということが将来のために私はいいと、結果が出るというふうに思っておりますので、お願いしたいと思っております。

次に、農林水産施設災害復旧についてお尋ねをしたいと思っておりますが、時間も押し詰まってきましたですが、これは補助率はもうわかっておりますけれども、今回上げてあります、私どもが説明を受けましたこの資料、8月の27日の全協の資料から見てまいりますと、農地災害が310カ所にして補助災害が10カ所、率にして3.2%補助、それから林道は公共施設ですから別としますが、その他の農業用施設、ため池もありますが、364カ所に対して38カ所、これ約10%、1割ですね。これだけが補助対象災害ですということで報告を受けております。

非常に私はあれだけの災害の中で少ないんじゃないかなと、農業用施設災害は40万円以上ということですが、あとはそれ以下のものになって、採択基準に合わないのか、まずそこをお尋ねしたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（釜堀文男君） 農地農業用施設等の災害復旧につきましては、市の土地改良事業及び農林業等分担金条例に基づきます市の単独の支援制度、それから今議員おっしゃいますように、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、いわゆ

る暫定法に基づく国庫補助制度がございます。現在、七百数十件の申請があつておる中で、現在、市の単独災害復旧支援事業の申請が310件ほど上がっております。そのうち80件余りがもう既に施行が終わつたところ、それと今施行されてるところでございます。今後稲等の収穫が終わりましたら、まだこの工事が進んでいくものと思われます。

それから、国庫補助、暫定法に基づく手続につきましては、きのうの議会の中でも御説明しました災害報告ということで、当初48件ということ再度洗い出しまして、59件の災害報告を行つて、現在、今週いっぱい災害査定報告書でありますので、そういうことで、それから採択要件がございまして、金額的には40万円以上、40万円未満というのがあります。その中で、農道の路面、側溝のみが被災したもの、崩土の堆積のみのも、それとか経済効果の小さいもの、土砂流入で一定の基準を満たさない農地、流出の場合、平均の厚さが一定に満たないもの、こういったものが非常に多うございまして、なかなか採択基準を満たさないというのが多うございまして、そういった数字でございます。以上です。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 私は何で聞くかといいますと、いつも言いますように、農家の方はこれだけじゃない、大きな被害、ほかの被害もいろいろ受けてあるわけです。今後農業をやっていく意欲がこれだけ災害があつた中で、どうかして力をつけていかならんやろうと、そういうとき、単独災害の場合と国庫補助の災害の場合、ばされ農家負担というのは違うわけですね、でしょ。これを資料から判断しますと、単独災害箇所を受けた分で見ますと、1件当たり91万6,000円になるわけです、単純に割り崩せば。これから見ると、40万円の災害復旧費の基準というのは、はるかにオーバーしておる。そういう基準の中で、もっと私はこの救済措置として、国が救済措置として制度を設けてるわけですから、これはやっぱり私どもはできるだけ活用していただいて、農家の方の救済をしていく、そういう体制づくりが私は必要であらうと思つております。

ただ、本当にこの報告書だけから見ると、どうも今言われたような40万円以下、あるいは表面が流れただけ、経済効果が少ない。

そして、経済効果というのは、地域の中では大きな農道にしても経済効果があると思うんです。だから、農業が成り立っておるんですから、私はそういうものをもう少し十分に活用していただきたいなということをお願いして、あと答弁もしよると、時間ございませんので、2分ほどありますけれども、ひとつ復旧災害については、ひとつ農家の負担、あるいはその他の被災者の負担、できるだけ国の制度等を活用しながら、負担軽減に努めていただいて、次の朝倉市の産業形成にひとつ役立たせていただくようお願いをして、私の一般質問をこれで終わりたいと思つます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後3時17分休憩